

高校生の知財意識の状況

—若き『匠』育成プロジェクトによる生徒との共同研究—

三重県立津商業高等学校 世良 清

知財教育がなぜ学校教育に必要であるのか、高校教育での知財教育の必要性・重要性を明らかにすることが必要である。内閣府が国民に対して行った「知的財産に関する特別世論調査」に準拠し、これと同等の調査を、高校生を対象に行い、国民一般と高校生徒の意識の相違分析を進めている。その結果、なりすましサイトの有無、動画などの違法ダウンロード、コンテンツの無許諾による公開・共有については、問題として広く認識されていることがわかったが、一方、知財問題への意識、関心は低いように見受けられる。また実際の物における模倣品等に対する問題意識の軽薄さも感じられる。これら解題解決に向けて、知財の学習は学校教育に委ねられるべきものであろう。

1. はじめに

高校で知財に関する内容は、高等学校学習指導要領によって、教科情報の各科目をはじめ、商業「商品開発」、工業「工業技術基礎」のほか、中学校学習指導要領によって教科技術・家庭の技術部門で授業に取り入れられることになったが、しかし、まだ、全国的に見てもまだ多くの中・高校で知財教育が進展しているとは言えない。

そもそも知財教育がなぜ学校教育に必要であるのか、高校教育での知財教育の必要性・重要性を明らかにすることが必要である。そこで、また調査の集計と分析作業は、生徒との共同研究として、本校生徒の意識調査（以下、高校生調査）を実施した。

2. 調査の概要

高校生調査は、内閣府が国民に対して行った「知的財産に関する特別世論調査」（以下、世論調査）に準拠し、これと同等の調査を、各学年の担任の協力を得て全生徒を対象に行い、国民一般と高校生徒の意識の相違分析を進めた。

調査対象は津商業高校の全ての生徒 796 名（男子 135 名、女子 661 名）とし、2014（平成 26）年 12 月 22 日または 24 日に、HR 担任が調査用紙を配布し回収するという方法で行った。世論調査とほぼ同じ様式のアンケート用紙を用いた。有効回収数は 740 名で、回収率は 93.1%であった。

調査は 7 の質問で構成され、選択肢から回答を求めた。ただし、世論調査は、面接法によって実施されたが、高校生調査は HR 教室で担任が簡単に説明し生徒自身が調査用紙に回答を記入する方法で実施した点に差異がある。

なお、調査にあたっては、内閣府から調査項目や結果の引用については事前確認を行ったうえで

実施し、本稿は、調査結果を引用したものととして内閣府大臣官房政府広報室に報告済みである。

3. 調査の結果

調査の質問事項とその回答状況を列挙する。

① 模倣品の存在認識

【ここ数年の間に、あなたの身の回りで、「ニセモノ」であることをわかった上で、おみやげなどで海外から「ニセモノ」を購入したり、インターネットを通じて「ニセモノ」を購入したりしているのを見聞きしたことがありますか。】「よくある」「ときどきある」と回答した割合については世論調査も高校生調査も目立った差異はない。しかし、世論調査においては、「わからない」という回答が 1.4%に比べて、高校生調査においては 29.7%という数字が出た。「わからない」という回答は回答放棄のように受け止めることもできるが、この数字は高校生が知財についての馴染みがなく、知財制度へ認識が低いため、こういった問題に対しても理解ができないのではないかと考えられる。

② 模倣品に対する態度

【あなたは、「ニセモノ」であることをわかった上で「ニセモノ」を購入することについて、どう思いますか。この中から 1 つだけお答えください】「ニセモノ購入について仕方ない」といった消極的な意見が高校生調査は、世論調査に比べてやや多く、その中でも「正規品よりも安いので購入も仕方ない」という回答が目立つ。高校生においては、金銭的な負担の面からもニセモノ購入について容認してしまっているのではないだろうか。

また、この質問についても「わからない」との回答が多く、意識・関心の低さが感じられる結果となった。

③ 国による啓発活動の認知

【国では、ニセモノを撲滅するため、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」として、ポスター、新聞広告、インターネットなどの媒体を通じた啓発活動を行っています。あなたは、このような取組をご存じでしたか】「あまり知らなかった」「まったく知らなかった」と回答した割合が、世論調査においては、44.9%に比べ、高校生調査においては72.4%を占めていた。これは国が行っている啓発活動の高校生への周知の低さを表しているといえる。何らかの形で高校生への知財問題への啓発活動の強化が求められる。

④ インターネットの利用状況

【あなたは、日常、仕事・私的利用を問わずホームページ(Web(ウェブ))の閲覧や電子メール送受信など、パソコンや携帯電話などによるインターネットの利用状況はどの程度ですか】高校生調査においてはインターネットの利用状況が高いことから、知財問題についても触れる機会は数多いものとなるのは容易に推測でき、情報化世代の高校生に知財教育は大いに意義があるものになる。

⑤ 「なりすましサイト」の存在認知

【あなたは、「なりすましサイト」の存在をご存じでしたか】「なりすましサイト」の存在については世代間における大きな認知度の差異は見受けられない。まだ認知度に関しては充分とは言えないものの、高校生においてもなりすましサイトの存在はある程度知られているものと考えてよいだろう。

⑥ 共有サイトの違法認知

【あなたは、他人が権利を有する音楽、映画、テレビ番組、マンガなどのコンテンツを許諾なくインターネット上で公開・共有した場合、原則として違法となることをご存じでしたか】違法性の認知も両者における差異はあまり見られず、学校での授業、日常生活における広報活動などによって、違法性の存在について認知されていると考えることができる。

⑦ 無断複製の違法認知

【あなたは、有償で提供されている音楽、映画などのコンテンツが違法にインターネット上で公開・共有されたものだと知りながら、それをダウンロードする行為が、刑事罰の対象となることをご存じでしたか】刑事罰への対象になるということについては、高校生の方が世間一般より認識しており、活動の一例として、映画館におけるPR

活動や動画サイトでの啓発活動によって、インターネット、情報化世代である高校生において十分に広まっているのであろう。

4.まとめ

このように高校生の意識については、なりすましサイトの有無、動画などの違法ダウンロード、コンテンツの無許諾による公開・共有については、問題として広く認識されている結果となった。しかしながら、知財問題への意識、関心は低いように見受けられる。また実際の物における模倣品等に関する購入意識においては問題意識の軽薄さも感じられる。

生徒の知財意識調査の結果、①多くの生徒にとっては、知財はまだ遠い存在であり、正しい知識が定着していない。その結果、②知財に関する倫理感についても希薄さがみられる。③国による啓発活動は、広く国民一般に対して実施しても、高校生には到達しにくい。従って、学校教育において知財教育を実施することが有効であるといえることができる。

その一方で、④高校生のインターネットの利用は非常に高く、⑥共有サイトの違法認知は国民一般と高校生の間には差異はない。⑦さらに、無断複製に対する違法認知は、高校生が国民一般を上回っている。情報教育における指導が有効に定着しているといえるが、しかしながら、先に述べた倫理観の希薄とは相反しており、違法性の認知が、果たして正しい遵法行為に結びつくかは学校教育に委ねられるべきものであろう。

本稿執筆にあたっては、ビジネス科3年市川達也君(現南山大学経済学部1年)との共同研究であることを記しておく。

参考文献

- 1) 世良清「知財を学習した高校生の知財意識の状況」第27回日本産業技術教育学会東海支部大会講演論文集、2009
- 2) 内閣府政府広報室「知的財産に関する世論調査」の概要、2014
- 3) 三重県立津商業高等学校「平成26年度「若き『匠』育成プロジェクト」[Mie SPH]研究成果中間報告書」、2015
- 4) 市川達也「津商業高校生の知財意識の状況」、世良清、仲卓哉編『知財と商品開発』(第1号)三重県立津商業高等学校、2015
- 5) 日本知財学会知財教育分科会編集委員会編『知財教育の理論と実践 小・中・高・大の知財教育の展開』白桃書房、2013